

米原市森林経営管理制度における基本方針

令和6年4月

米原市

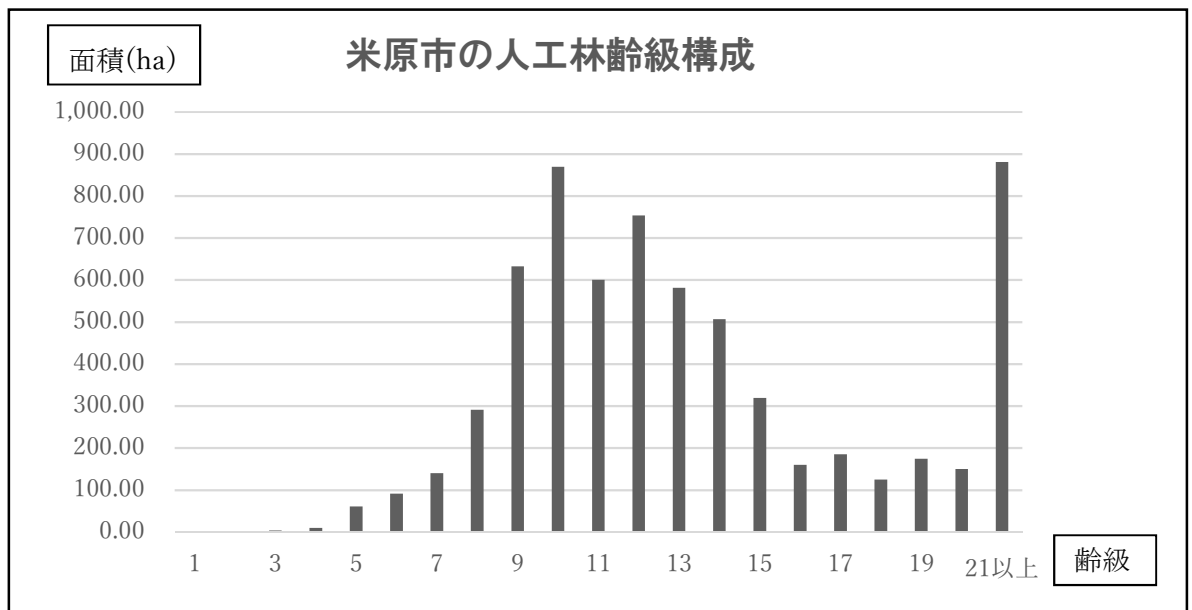
1 森林整備の考え方

(1) 現状と課題

ア 本市の森林面積は15,790haあり、このうち国有林を除く民有林面積は13,839haであり、県全体の民有林面積の7.5%を占めている。

また、民有林における森林経営計画策定面積は920haとなっており、森林経営計画の認定率6.6%は県平均の9.8%を3.2ポイント下回っている。

イ 本市の人工林の齢級構成を見ると、4齢級（20年生）までの林分が極端に少なく、林分構成が高齢級にシフトしていることがわかる。持続可能な木材生産のために、「伐って」「使って」「植えて」「育てる」といった林業の好循環を実現することが求められる。



ウ 米原市産材は、主に森林経営計画に基づく森林施業によって産出されている。

令和4年度の本市における木材生産量は、約4,200 m³と推計される。これを事業体別にみると、滋賀北部森林組合が3,600 m³、一般社団法人滋賀県造林公社が600 m³と見込まれる。市の総合計画における木材の年間供給目標10,000 m³とは乖離が大きく、現状の取組だけでは目標達成が困難な状況となっている。

エ 木材価格の低迷等を背景に森林所有者の経営意欲が失われており、所有林の見回りや育林施業などの手入れを自ら行う所有者が極めて少数になっている。加えて、山村の過疎・高齢化、不在村地主の増加等に起因して、境界が不明な森林が増加しており、今後、森林整備を行う上での懸念事項となっている。

（２）森林整備の方針

ア 本市の森林整備は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 の規定により米原市森林整備計画を策定し、同計画に基づき森林経営計画の策定促進を通じて、森林所有者と林業経営者等が共同して適切な森林管理を進めることを基本とする。

イ 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「管理法」という。）に基づき、林業経営に適した森林については、（２）アのとおり、森林経営計画の策定を林業経営者等に働きかけ、市は森林境界の明確化などの必要な措置を講ずるものとする。

一方、林業経営に適さない森林のうち、集落周辺等で市森林整備計画において山地災害防止機能の発揮が期待されている区域については、市が森林所有者の意向を確認した上で経営管理権（管理法第 7 条第 2 項）を設定し、市が市町村森林経営管理事業（管理法第 33 条）として対象森林の整備など必要な措置を講ずるものとする。

ウ 奥地の条件不利地に存在する人工林については、林業としての利用が見込めないため、水源かん養機能や災害防止機能など多面的機能に優れた「環境林」※に誘導するものとする。

※環境林：様々な樹種が混交することで、多面的な機能をより発揮する森林

２ 米原市森林経営管理事業（市町村森林経営管理事業）の方針

（１）趣旨

集落周辺の森林は、地域と一体となって特色ある景観や生態系を維持するとともに、地域に利用されることで異常箇所早期発見や危険木の予知など防災機能が維持されるような管理がなされてきた。しかしながら、近年では社会情勢の変化を受けて集落の過疎化、高齢化が進み、地域住民による身近な森林の管理が困難となって、防災機能が低下した森林が見受けられる。

このため、防災機能の維持・向上と地域住民が森林を安全に活用できることを目的として、米原市森林経営管理事業を実施する。

（２）事業対象森林

米原市森林経営管理事業の対象とする森林は、森林整備計画において計画されている山地災害防止機能※を高めることが期待されている森林エリア（46 集落計 4,118ha）のうち、特に緊急に山地災害防止機能を高める必要がある、集落や重要インフラ・公道等（以下「保全対象」という。）に近接した森林を本事業の対象とする。

※山地災害防止機能：下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林

具体的には、保全対象に隣接する森林で、危険木の除去や過密な人工林の解消など防災機能の向上に向けて一体的に整備する必要が認められる森林とする。

(3) 事業内容

- ア 保全対象へ影響を及ぼすおそれのある危険木の伐採、密生した竹林の伐採および処分
- イ 多面的機能が低下している人工林の抜き切り、侵入木・竹の伐採および処分
- ウ 森林整備や管理に必要な森林内の簡易な作業路・作業歩道の整備
- エ その他森林の防災機能の維持、向上に必要な施業

(4) 経営管理権の設定

- ア 市が経営管理権を設定する期間は集落ごとに10年とし、この間に予算の範囲内で必要な森林整備等を行う。
- イ 経営管理権の設定期間中に市は森林の保全、巡視活動を行う。
- ウ 原則として、同一森林に再度の経営管理権の設定は行わない。

(5) 必要な経費と規模

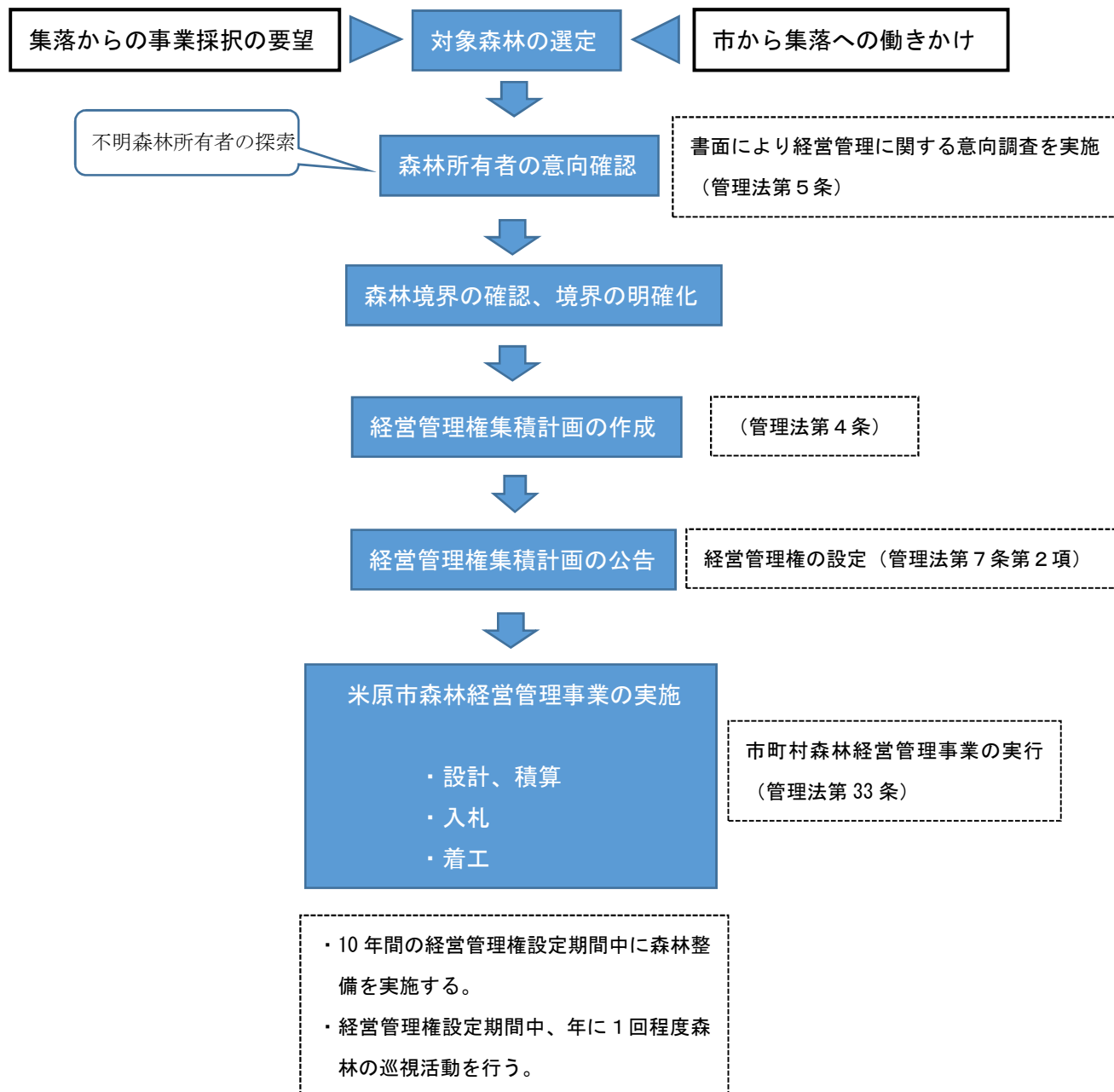
- ア 市が森林経営管理制度の実施に要する経費（森林境界の明確化、現地調査、意向調査、経営管理権の設定、森林経営管理事業の実施等）は、森林環境譲与税の歳入予算の範囲内とする。
- イ 森林経営管理事業に要する事業費は、1ha当たり2,000千円を上限とする。

(6) 事業計画

- ア 46集落のうち、第1期は10集落を対象として事業を実施する。
- イ 第1期の事業実施期間を10年間とする。ただし、事業実施期間終了後も経営管理権が存置する集落については、当該森林の保全、巡視活動を行う。
- ウ 森林整備の事業量は、年間2ha程度とする。

(参考 1)

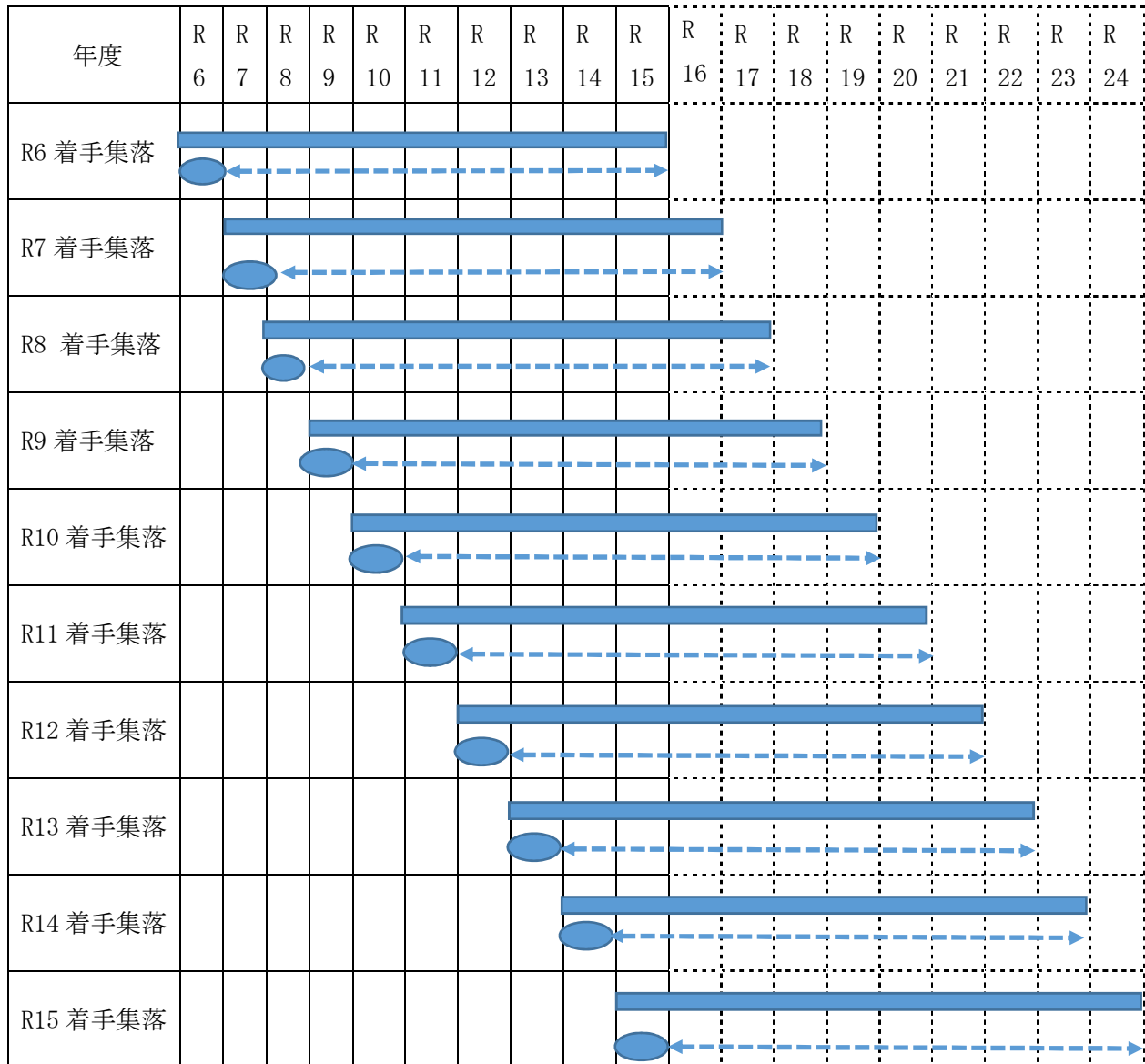
米原市森林経営管理制度の概要



(参考2)

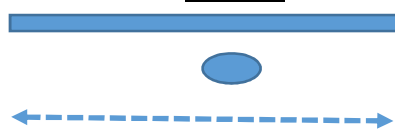
第1期事業計画のイメージ

◎事業実施期間



◎市が経営管理権を持つ期間

凡例



集落ごとの経営管理権設定期間（10年）
森林整備の実施
保全・巡視期間

(参考3)

事業対象森林の考え方



(参考 4)

山地災害防止機能森林所在集落

地区名	番号	集落名	山地災害防止機能森林（米原市森林整備計画）	
			面積（ha）	該当林班
山東地区	1	天 満	11.26	1001
	2	池 下	27.94	1002
	3	夫 馬	23.91	1004
	4	朝 日	36.56	1005
	5	長 岡	94.37	1016
	6	志賀谷	10.00	1019
	7	堂 谷	16.40	1022
	8	大 鹿	24.07	1024
	9	山 室	13.92	1025
	10	菅 江	42.60	1027
	11	須 川	3.89	1030
	12	柏 原	322.95	1033, 1034, 1036, 1037, 1038, 1039, 1054, 1056
	13	梓河内	451.86	1040, 1041, 1042, 1043, 1045, 1046, 1049, 1050, 1051, 1052, 1053
	14	清 滝	38.65	1055, 1057
小計		14 集落	1,118.38	
伊吹地区	15	吉 槻	87.48	2005, 2006, 2035, 2036
	16	甲 賀	64.59	2007, 2009, 2031, 2032
	17	甲津原	29.44	2021
	18	曲 谷	84.67	2023, 2024, 2028, 2029, 2030
	19	上板並	7.90	2063
	20	大久保	610.53	2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2080, 2081, 2083, 2085, 2086, 2088
	21	上 野	279.19	2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2106
	22	小 泉	79.37	2089, 2090
	23	太平寺	75.78	2095
	24	伊 吹	102.86	2102, 2103, 2104
	25	弥 高	73.77	2107, 2108, 2109
	26	藤 川	579.84	2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2121
	27	上平寺	10.60	2122
	28	大清水	14.80	2123
小計		14 集落	2,100.82	

米原地区	29	醒 井	6. 04	3003
	30	枝 折	31. 96	3007
	31	下丹生	15. 97	3029
	32	上丹生	235. 15	3009, 3010, 3012, 3020, 3027, 3028
	33	西 坂	62. 28	3034
	34	東番場	6. 61	3035
	35	三 吉	9. 01	3039
	36	西番場	32. 57	3047
	37	米 原	34. 67	3050
	38	梅ヶ原	81. 54	3051
	39	磯	47. 94	3052
小計		11 集落	563. 74	
近江地区	40	顔 戸	56. 45	4001
	41	日光寺	28. 99	4002
	42	能登瀬	26. 04	4003
	43	多和田	132. 07	4005, 4006, 4007
	44	寺 倉	21. 02	4008
	45	西円寺	53. 32	4010, 4011
	46	岩 脇	17. 68	4012
小計		7 集落	335. 57	
合計		46 集落	4, 118. 51	